

## 不用物品売払公告

次のとおり不用物品（車両）を一般競争入札により売払いするので公告します。

令和6年9月2日

分任契約担当官

秋田森林管理署湯沢支署長 小林 貞成

### 1 競争に付する売払物品

#### (1) 物件名

入札番号 第1号 乗用自動車（スバル フォレスター）1台

入札番号 第2号 乗用自動車（スバル フォレスター）1台

詳細は、物件明細書による。

#### (2) 物件の保管場所

秋田森林管理署湯沢支署（秋田県湯沢市田町二丁目6番38号）

### 2 入札参加資格者

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 本公告に記載された資格を有していると認められる以下のいずれかの証明書類を提出できる者であること。

ア 令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）資格の種類：「物品の買受け」営業品目：「その他」の参加資格を有している者は、「資格審査結果通知書」（全省庁統一資格）の写し

イ ア以外の者で、個人で買受けを申し込む者は、本籍地の市町村の発行する「身分証明書」

ウ ア以外の者で、法人で買受けを申し込む者は、法人の「登記簿謄本」又は「登記事項証明書」

- (4) ホームページより入札説明資料等をダウンロード又は下記3（1）にて入札説明資料等の交付を受け、別紙「入札説明資料等の閲覧・交付確認書」に必要事項を記載の上、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールのいずれかにより、令和6年9月25日（水）午前12時必着で下記3（1）に提出すること。

### 3 入札書等の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び入札説明資料を交付する場所並びに問い合わせ先  
〒012-0844 秋田県湯沢市田町二丁目6番38号  
秋田森林管理署湯沢支署 総務グループ 経理担当  
電話 0183-73-2164  
メールアドレス t\_yuzawa@maff.go.jp  
または、秋田森林管理署湯沢支署ホームページ  
(<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/syo/yuzawa/>) からのダウンロード
- (2) 入札説明資料の交付期限  
上記3(1)にて公告の日から令和6年9月25日(水)  
午前9時00分から午後5時00分まで交付する。  
ただし、「行政機関の休日に関する法律」(昭和63年12月13日法律第91号)に定める休日及び午前12時00分から午後1時00分の休憩時間を除く。
- (3) 入札の参加に係る当日の受付時間  
令和6年9月26日(木) 午後1時15分から午後1時45分まで  
なお、上記2(3)アを満たす場合は受付において、証明する書類を提示すること。  
また、入札参加者は、受付時に本人確認のため運転免許証等を提示すること。
- (4) 入札書の受付期限  
令和6年9月26日(木) 午後1時45分から午後2時00分まで  
(郵便による入札は認めません。)
- (5) 開札の場所及び日時  
秋田森林管理署湯沢支署 2階入札室  
令和6年9月26日(木) 午後2時00分 締切・即時開札
- (6) 入札書に記載する金額及び契約金額  
入札書は所定の様式を使用すること。  
契約金額は、入札書に記載された金額に消費税等相当額を加算した金額とし、別表の自賠責保険未経過期間相当額並びに自動車重量税未経過期間相当額及びリサイクル預託金相当額は、契約者が別途納入告知書により支払うものとする。従って、入札書には、消費税等相当額を含まない車両本体価格から諸経費を減じた金額を記載すること。  
なお、いずれの物件も現状のままでの引渡しとなり、保証は一切ないので、その条件で見積もること。
- (7) 物件の閲覧  
物件の閲覧は事前に上記3(1)に連絡をし、原則として当支署職員立ち会いのもと、物件の保管場所にて、公告の日の翌日から9月25日(水)までの期間で、午前9時00分から午後4時00分の時間とする。ただし、「行政機関の休日に関する法律」(昭和63年12月13日法律第91号)に定める休日及び午前12時00分から午後1時00分の休憩時間を除く。

#### 4 その他

##### (1) 入札書及び契約手続きに用いる言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

###### ア 入札保証金の額

入札者は、入札前に、入札保証金として、見積る契約金額（課税対象物件である場合は、消費税相当額を含む金額）の100分の5以上（円位未満切上げ）に相当する額を歳入歳出外現金出納官吏に上記3（3）の受付時間中に現金により納付しなければならない。ただし、銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社との間に国を被保険者とする入札保証保険契約の締結を行い、証書を提出する場合は、入札保証金が免除される。

入札保証金を返還する場合は、利息を付さない。また、入札者（非課税法人及び個人で非営業の場合は除く）は、返還する入札保証金（5万円以上）の受取りに際し、受領書に印紙税法に基づく収入印紙（200円）の添付が必要となる。入札する物件数、入札保証金の金額及び再入札の際の追加提供を考慮した枚数を準備し、当日は印鑑（法人にあっては社印等）を持参すること。

###### イ 入札保証金の国庫への帰属

落札者が契約期限までに契約を結ばないときは、その落札は取り消され、入札保証金は国庫に帰属する。

###### ウ 入札保証金の充当

落札者の入札保証金は、契約時に契約保証金に充当するものとする。なお、入札保証金に代わる担保が金融機関等の保証の場合にあっては、契約保証金に代わる担保の全部又は一部に振り替えることはできない。

###### エ 契約保証金の額

落札者は契約締結時までに、契約保証金として契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額。未経過期間相当額及びリサイクル預託金相当額を除く）に対する100分の10以上（円位未満切上げ）に相当する金額を納付しなければならない。この契約保証金は売買代金に充当する。

###### オ 契約保証金の国庫への帰属

契約者が売買代金を納付しない場合、契約保証金は国庫に帰属する。

###### カ 入札保証金及び契約保証金の免除

令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け（その他）」において、「A、B、C、D」の等級に格付けされた「東北」地域の競争参加資格を有する者は、入札保証金及び契約保証金を免除する。

##### (2) 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者の行った入札又は入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

##### (3) 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、双方の記名押印をもって契約成立したものとする。

契約にあたっての条件等は、別紙契約書（案）のとおりとする。

代金は契約の日から起算して 20 日以内に、歳入徴収官の指定する方法によって納付しなければならない。なお、納付期限が休日にあたる場合は、その直前の平日とする。

**お知らせ**

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページ

(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/index.html>) をご覧ください。